



広報

たかはた 6

2014
平成 26 年

NO.956

【高島町ホームページ】<http://www.town.takahata.yamagata.jp>
【高島町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>



ふるさとの友人たちと門出を祝って 高島町成人式

Topic

- 町づくりトークを開催します
- 高島町農業委員会委員選挙について
- 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について
- 高島町職員採用試験について

人口と世帯数

5月1日現在

人口	24,656 人
男	11,969 人
女	12,687 人
世帯数	7,517 世帯

祝 成人式



第一中学校区



第二中学校区



第三中学校区



第四中学校区



晴 天に恵まれた4月29日(祝)平成26年高島町成人式が文化ホール「まほら」で開催されました。

今年の新成人は平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性153人と女性138人の計291人で、参加率はここ数年で最も多い77.3%(225人)となりました。

式典では、寒河江町長から「自分の町に誇りを持ち、新たなことへ挑戦する意欲を忘れず、主体的に行動する強い意志と自らの可能性を信じ、『たくましさ』と『お互いに思いやる心』を培っていただくことを期待します。」との式辞がありました。続いて、新成人を代表して、竹田眞幸さん(屋代地区)と山口舞さん(和田地区)が、「これからそれぞれの道を歩んでいくことになりましたが、この高島の地で学んだことすべては私たちの人生の礎、今日再び出会った仲間を大切にし、信頼し合い、成人となる意義をここにしている全員で噛み締め、目標を持ち、努力していきます。」と誓いの言葉を述べました。

式典の後、実行委員会の企画で中学3年当時の恩師から、激励とお祝いの言葉を寄せていただいたほか、当時の懐かしい写真や、平成28年の統合により、間もなく使用されなくなる四つの中学校舎を撮影した写真を紹介するなど会場は大いに盛り上がりました。

高畠町副町長に 渡部 富士男 氏が就任

平憲一前副町長の退任に伴い、4月30日開催、高畠町議会臨時会において渡部富士男氏（62歳）が議会からの同意を得、5月7日付けで就任されました。

一 就任のごあいさつ

新緑の季節を迎え、町民の皆様にはますますご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

私こと、去る4月30日に開催された高畠町議会臨時会において、選任ご同意をいただき、5月7日付をもって副町長に就任いたしました。

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の流れの中、より自立した地方行政の運営が求められております。

このような重要な時期に、まちづくりのお手伝いをさせていただくことは、私にとりまして身に余る光栄であると同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

もとより微力ではございますが、寒河江町長の補佐役として、第5次高畠町総合計画を推進し、住みよいまちづくりを実現するため誠心誠意努める所存でございます。

つきましては、町民の皆様のご指導とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。



経歴

昭和48年に高畠町職員に採用され、議会事務局、公立高畠病院事務局長、総務課長、企画財政課長などを歴任。定年退職後、平成26年4月まで高畠町観光協会専務理事。和田地区在住。

新しい高畠町 ALT (英語指導助手) に

ジャマイカからミケル先生



町の ALT (英語指導助手) にジャマイカ出身の Sinclair, Michale Kirk (シンクレア, ミケル カーク) 氏が就任され、5月から町内小中学校の英語授業で活躍されています。



日本の子どもたちに英語や異文化を教えることが楽しみです。私も日本の文化を学んでいきたいと思っております。

▼問合せ先／町企画財政課
☎(52)4476または各地区公民館

町長が町内6地区に出向き、町民のみなさんと直接対話する「まちづくりトーク」を開催いたします。町長が、町の現状や現在進めている事業・今後の計画などを説明して、まちづくりに対するご理解とご協力をお願いいたします。また、参加されたみなさんと、これからの町づくりや地域づくり・地区の課題等について情報交換・意見交換を行います。みなさんの自由なご意見・ご提言に直接町長がお答えしますので、ぜひご参加ください。



まちづくりトークを開催します

◇日程

地区	期日	時間	場所	電話番号
高畠	6月24日(火)	19時～ 20時30分	町総合交流プラザ	(52)5702
二井宿	7月2日(水)		二井宿地区公民館	(52)1001
屋代	7月9日(水)		屋代地区公民館	(52)0069
亀岡	6月23日(月)		亀岡地区公民館	(52)0501
和田	7月1日(火)		和田地区公民館	(56)3006
糠野目	7月8日(火)		糠野目生涯学習館	(57)3505

平成 26 年 7 月 6 日執行

高島町農業委員会委員選挙

投票日は7月6日

選挙啓発特集号 2014.7.1 発行／高島町選挙管理委員会

「人・農地 次代につなぐ農委選」農業委員会委員選挙統一選挙標語

7月19日で任期満了となる高島町農業委員会委員の選挙が、7月1日(火)に告示され、7月6日(日)投票となる予定です。

農業委員会は、農地などの利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる問題を農家の方々の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的とした、農業及び農家の方々の一般利益を代表する機関として設置されている行政委員会です。

◆告示日／平成 26 年 7 月 1 日(火)

◆投票日／平成 26 年 7 月 6 日(日)

◆立候補の届出期間／平成 26 年 7 月 1 日(火)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

◆立候補の届出場所／高島町役場 第 1 委員会室 (3 階)

※ただし、午前 10 時からは選挙管理委員会事務局 (1 階第 6 会議室) へ変わります。

◆立候補予定者説明会

日 時／平成 26 年 6 月 24 日 (火) 午前 10 時 30 分から

場 所／高島町役場 第 1 委員会室 (3 階)

※立候補のしるしや選挙運動などに関する重要な説明会です。

立候補を予定している方は、ぜひ出席してください。

◆選挙区と定数

選挙区	区 域	定 数
第 1 選挙区	高 島・二井宿	5 人
第 2 選挙区	屋 代・糠野目	7 人
第 3 選挙区	亀 岡・和 田	7 人

◆投票所は各地区公民館ですでお間違えなく

農業委員会委員選挙の投票所は各地区公民館 (計 6 箇所) となっており、一般の選挙 (高島町長選挙等) と異なりますのでご注意ください。投票所入場券でお確かめください。

◆選挙運動には公職選挙法が準用されます

選挙運動は公職選挙法に準じて行うことになっていますが、一般の公職選挙に比べ、選挙の公正、社会の秩序を守るための最低限のルールに限られています。

できるだけ自由な選挙運動を通じて真に農業者の代表が選出される選挙にしましょう。

◆7月6日に予定がある方は期日前投票を◆

下記の期日前投票所に、投票所入場券をお持ちになりおいでください。

投票所入場券が届いていない場合は投票時に係員に伝えてください。

▶期間／7月2日(水)から7月5日(土)まで

▶時間／午前8時30分～午後8時

▶場所／高島町役場期日前投票所(第5会議室(1階))

※指定病院等 (町内では公立高島病院・まほろば荘・はとみね荘・たかはた荘) に入院等をしている方で、事由に該当する方は病院内で不在者投票ができますので、施設に直接申し出てください。

◆今回の選挙で投票できる方

農業を営む人々から提出された「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に基づき、町農業委員会が選挙権の有無を審査し、その審査に基づいて町選挙管理委員会が調製した選挙人名簿により投票が行われます。

投票するには選挙人名簿に登録されていなければなりません。

具体的に投票できる方は、次の3つの要件を備えている人が選挙権を有していることになります。

①高島町に住所を有する方

②年齢満 20 歳以上の方 (平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた方)

③ 10 アール以上の農地につき耕作の業務を営む方または前者の同居の親族若しくはその配偶者 (ただし、耕作に従事する日数が、年間おおむね 60 日に達しないと町農業委員会が認めた方を除きます。)

◆入場券をお忘れなく

投票所入場券は、有投票となった場合に限り、7月2日以降に有権者に配布されます。また、投票所入場券が届かない場合や内容に誤りがある場合は、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

～選挙に関する問合せ先～

高島町選挙管理委員会事務局 役場 1 階第 6 会議室

☎(52) 3 1 5 4

農業振興地域整備計画の見直しを行います

本町では、高島町農業振興地域整備計画が5年を経過したことから見直しを行います。

見直しにあたっては、町の上位計画の国土利用計画や都市計画等の各振興計画と整合性を図り、基礎調査により農業者の方々をはじめ関係機関の意見を集約し、農地の有効利用と優良農用地の確保について今後10年を見通した中長期計画を策定します。

農業振興地域

農業振興地域とは、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から今後10年間以上にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域をいいます。

特に農業の振興を図る必要がある農用地等については、町長が定める「農業振興地域整備計画」の中で、農業の健全な発展のために必要な施策を集中的に行う「農用地区域」として位置づけられ、この区域内の土地は農業以外に利用することはできません。やむを得ない理由で農用地区域から除外したり、新たに基盤整備等で農用地区域に編入したい場合は、町の農業振興地域整備計画の変更手続き（農振除外申請等）が必要となります。

農振除外申請等の受付休止

農業振興地域整備計画の見直し作業期間中（平成26年8月から平成27年11月末までの予定）は、個別の農振除外申請等の受付はできません。

平成26年から平成27年の間に整備計画の変更・農用地への編入・用途変更等のご計画がある方は、平成26年8月11日まで変更要望書を産業経済課へ提出してください。

なお、次の日程で開催する地区座談会において説明・相談等を行います。

▼問合せ先／町産業経済課産業政策係
☎(52)1827

地区座談会（説明会）の日程

地区	期日	時間	場所
高島	6月16日(月)	19時～	町中央公民館
二井宿	6月17日(火)		二井宿地区公民館
屋代	6月18日(水)		屋代地区公民館
亀岡	6月19日(木)		亀岡地区公民館
和田	6月23日(月)		和田地区公民館
糠野目	6月25日(水)		糠野目生涯学習館

高島町食育・地産地消推進計画を策定

近年、食をめぐる環境は時代とともに変化し続け、ライフスタイルや家族形態の多様化、食の外部化や簡素化などを背景に、栄養の偏りや肥満・生活習慣病の増加が見られるとともに、食を大事にする心や文化も失われつつあり、更には食の安全性の問題など、その変化は広く複雑になってきております。

このようなことから、高島町では、食育と地産地消を一体的に推進し、町民すべてが心身の健康を保ち、食育を通じて心を育み、生涯にわたり生き生きと暮らせるよう「高島町食育・地産地消推進計画」を策定しました。

めざす町の姿

大好き高島！

丸ごと食べて

いきいき笑顔の人づくり！！

基本理念

すべての町民が生涯にわたりいきいきと笑顔で暮らせる力を身に付け、食を通して感謝の心を育み、人と人のふれあいを通して食と農の魅力があふれる元気なまちをめざします。

基本目標

1 毎日の食生活と食への意識
食を通じたコミュニケーションを大切に、家族団らんの機会を増やし、感謝の気持ちや思いやる心を育みます

II 健康づくり

「早寝早起き朝ごはん」を実践し、規則正しい生活習慣と食に関する正しい知識を身に付けます。

III 食文化の継承

高島の豊かな農産物や食べ方などを知り、郷土料理や行事食を通して伝統や食文化を受け継ぎ、高島を愛する心を育みます

IV 地産地消の推進

高島産の旬の時期やおいしさを知り、積極的に地元の農産物を使い豊かな食生活をおくり、農業の振興と地域の活性化を図ります。

町では、本計画の適正な管理を行うため、指標や数値目標を設定し、基本目標を達成するための効果的な施策の展開を図ります。

多くの町民の方々に本計画を知っていただくとともに、関係機関や各種団体の連携を通じて様々な分野やライフステージにおいて食育・地産地消を推し進めていただきたいと考えております。

本計画書は、広く配付しておりますので、ご希望の方は左記問合せ先までご連絡ください。

▼問合せ先／町産業経済課産業政策係
☎(52)1827

平成26年度 新ビジネスモデルチャレンジ事業提案受付開始!

東日本大震災後の復興需要による原材料価格高騰や全国的な人口減少、少子高齢化など、今までの商品やサービスのあり方が大きく様変わりし、従来の経営手法では通用しない時代となっております。町ではこうした時代を逆にチャンスと捉え、「新しい儲ける仕組み(新ビジネスモデル)」にチャレンジする事業所や団体を支援します。

▶このような事業所や団体にお勧めです

- ①従来の商品を改良し、首都圏で試験的に販売し販路拡大につなげたい。
- ②他の地域にはない誘客のためのサービスを試験的に実施してみたい。
- ③組織の活動を刷新するために、専門家を呼んで勉強会をしたい。等

▶補助対象者

- ①本町に住所を有する中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者及び小規模企業者またはこれらで組織する団体
- ②本町に住所を有する農業法人または農業者で組織する団体
- ③前各号で定める事業者が農工商連携を目的に複数で組織する団体

▶補助対象事業・補助対象経費

- ①新ビジネスモデルを構築するための情報収集事業(研修会の開催等)
- ②新商品・サービスの開発および試験販売・市場調査

※補助対象経費は、①、②に係る謝金、旅費、事業費、開発費が対象となります。

▶補助率等/補助対象経費の2分の1以内(最大50万円)で、予算の範囲内での交付となります。

▶公募受付期間/5月26日(月)~6月27日(金)

▶申請方法/所定の補助事業計画書と経費明細書を作成し、申請先に提出してください。

※公募要領・様式は、町ホームページからダウンロードできます。

※応募書類は、公募締切日着で郵送か宅配便あるいはご持参ください。

▶選定方法/7月上旬に審査会を開催し事業の選定を行います。採択、不採択の通知は、応募者全員に行います。

▶審査基準/現状認識と将来ビジョンが明確化され、独創性および新規性が高く、実現性がある事業か。さらに、積算された事業費に妥当性があり、事業の遂行能力があるか等を基準として審査します。

▶申請・問合せ先/

〒992-0392 高島町大字高島436

高島町産業経済課 商工振興係

☎(52)2019 FAX(52)1543

「やまがたチャレンジ創業応援事業」

山形県内の創業を目指す方に対し、次の4つの支援を強力に行います!(無料)

①ワンストップ、ワンパッケージで創業支援!

創業プラン作成・融資相談・経営情報取得など一括でご相談に応じます。

②創業塾、セミナーを開催!
あなたの夢を具現化させませんか?創業ノウハウをギュッと凝縮した創業塾を3回シリーズで開催します。わからないことは塾で解決。さらに、修了者には県制度融資の金利低減の特典も。

▼日時/8月1日(金)、8月8日(金)、8月25日(月)10時~17時

▼場所/米沢商工会議所ほか

③優れたビジネスプランに助成金!(7月7日(月)まで受付中)

地域ニーズや独自性のあるビジネスプランに対して創業費用の助成を行います。(上限:中心市街地店舗活用型の場合150万円、一般型の場合75万円)

※応募制となります。審査を経て採択されたものが助成対象です。

④修業サポート!経営ノウハウを学ぶインターネット研修支援

創業したい企業への修業、経営ノウハウを学ぶための修業に対し、人件費の助成を行います。修業したい方または後継者を育てたい方を募集します。

▼問合せ先/町商工会
☎(52)0576

米沢商工会議所
☎(21)5111

有害鳥獣対策防護柵設置の支援

農家等の方が猿等の農作物被害を防止するために設置する防護柵の設置費用に対し、支援を行います。

▼補助対象要件

①町内に住所を有し、現に猿等の被害を受け、または被害を受ける恐れがあるととして防護柵を設置される方(すでに設置された防護柵は補助対象となりません)

②過去に町や県の防護柵設置の助成を受けたことがない方

③防護柵の設置面積は、おおむね1アール以上

▼補助金の額/防護柵の購入に要した費用の1/2以内とし上限5万円

▼その他/申込み多数の場合は予算の範囲内および被害状況を考慮のうえ決定させていただきますのでご了承ください。

▼申込締切/7月10日(木)

▼申込・問合せ先/町産業経済課 農業振興係
☎(52)2086

子育て世帯臨時特例給付金

消費税の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するため「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。給付金の受領を希望される場合は必ず申請が必要です。次の方法により申請をしてください。

1. 手続き方法

対象と思われる方（公務員を除く）には、6月24日（火）頃にご案内と申請書を郵送します。返信用封筒を同封しますので郵送してください。公務員の方については、勤務先から申請書等が配布される予定ですので、下記により申請してください。

2. 受付期間および受付場所

期 日	場 所	時 間
6月30日（月）～9月30日（火） 土、日、祝日除く	高島町役場 福祉課	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで
7月12日（土）	高島町役場1階 第5会議室	午前9時から午後8時まで
7月13日（日）		午前9時から午後4時まで

3. 給付金の口座振替予定日／7月13日まで申請された方 ⇒ 7月31日（木）予定

4. 支給対象者および支給額

〈支給対象者〉 次の要件をすべて満たす方。

- ①平成26年1月1日、本町に住民登録されていること。
- ②平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給していること。
- ③平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること。

※【臨時福祉給付金】に該当する方は、臨時福祉給付金での支給が優先されます。

〈支給額〉 ・対象児童一人につき10,000円

【お願い】

- ①詐欺にご注意ください。
 - ・役場や県庁の担当者などがATMの操作をお願いしたり、役場や県庁の担当者などが「臨時福祉給付金」のために、手数料等の振り込みを求めたりすることは絶対にありません。
 - ・おかしいと思ったら、一人で判断せず役場にお問い合わせください。
- ②配偶者からの暴力（DV）を理由に高島町へ避難している方は、高島町福祉課へお問い合わせください。（一定の要件に該当する場合、給付金支給の申請を行うことができます。）
- ③平成26年1月2日以降に高島町へ転入された方は、前住所地の市町村が申請先となります。市町村によって申請期間、申請方法等が異なりますので申請先へ確認してください。

【給付金に関する問い合わせ先】

問合せ区分	担当窓口	連絡先
・給付金制度全般に関する問合せ	高島町役場 総務課	52-1110
・給付対象※、税の申告等に関する問合せ	高島町役場 税務課	52-4477
・子育て世帯臨時特例給付金、児童手当に関する問合せ	高島町役場 福祉課	52-2864

※「給付対象」に係る問合せは、6月24日以降にお願いします。なお、電話による税額の間合せにはお答えできませんのでご了承ください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

臨時福祉給付金

消費税の引き上げに伴い、町民税非課税世帯の方に対して「臨時福祉給付金」が支給されます。給付金の受領を希望される場合は必ず申請が必要です。次の方法により申請をしてください。

1. 手続き方法

- ①6月24日(火)頃に、対象になるとと思われる方に対してのみ申請書を郵送します。
- ②申請書が届いたら、同封のチラシをお読みいただき、金融機関口座等を記入の上、対象者欄に押印をお願いいたします。
- ③下記の日程により申請の受付を行います。受付期日を確認いただき該当する会場にお越しください。

2. 受付期間および受付場所

地区名	期 日	会 場	時 間
二井宿地区の方	6月30日(月)	二井宿地区公民館	午前9時から午後4時まで
屋代地区の方	7月1日(火)	屋代地区公民館	
	7月2日(水)		
高島地区の方	7月3日(木)	総合交流プラザ	
	7月4日(金)		
亀岡地区の方	7月7日(月)	亀岡地区公民館	
和田地区の方	7月8日(火)	和田地区公民館	
	7月9日(水)		
糠野目地区の方	7月10日(木)	生涯学習館	
	7月11日(金)		
上記の会場において できない方	7月12日(土)	高島町役場1階 第5会議室	午前9時から午後8時まで
	7月13日(日)		午前9時から午後4時まで

※上記の日程にお越しにならない方は、9月30日まで申請することができます。その際は、高島町役場第5会議室(1階)へお越しください。(受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時)

①受付会場へお持ちいただくもの

- ①申請書
- ②対象となる方全員の「本人確認書類」またはそのコピー
『例』・運転免許証・住民基本台帳カード・保険証・パスポートなど本人を確認できる公的書類
※受付会場にお越しになる方の書類だけではなく、対象者全員の書類をお持ちください。
- ③口座振替をする通帳またはその通帳のコピー
※コピーの場合は、金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるコピーを持参してください。
- ④印鑑 ※会場にお越しいただく方の印鑑をご持参ください。

②65歳未満(昭和24年3月2日以降に生まれた方)の方で年金を受給されている方は、次の書類も持参してください。それぞれ指定する書類(該当する方のみ)

- ア.平成26年1月2日以降に他市町村へ転出された方 ⇒ 直近の年金額改訂通知書の写しまたはそのコピー
- イ.日本年金機構に他市町村の居所を住所として登録されている方 ⇒ 直近の年金額改訂通知書の写しまたはそのコピー
- ウ.共済組合等が支給する年金のみを受給されている方 ⇒ 直近の年金額改訂通知書の写しまたはそのコピー
- エ.年金額改訂通知書が送付されない方 ⇒ 年金の裁定後に送られてくる年金証書またはそのコピー

3. 給付金の口座振替予定期日/申請会場においていただき処理が終了した方 ⇒ 7月31日(木)予定

4. 支給対象者および支給額

<支給対象者>次の要件をすべて満たす方。

- ①平成26年1月1日、本町に住居登録されていること。
- ②平成26年度町民税均等割が課税されていない方またはご自身を扶養している方が町民税均等割を課税されないこと。
- ③生活保護制度などの被保護者となっていないこと。

<支給額> ・対象者一人につき10,000円

※ただし、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者の方は5,000円が加算されます。

一般会計歳入歳出予算額

120億315万円

町の財政状況をお知らせします。

平成25年度下半期（H25・10・1～H26・3・31）



▲建設中の高畠中学校（仮称）

町民のみなさんからの納税金や国・県からの支出金等を、町ではどのように使っているか、財産や借入金がどれくらいあるのか、といった町の財政状況をお知らせします。

この度は、平成26年3月末現在の状況をお知らせします。平成25年度予算の執行は、4月、5月（「出納整理期間」といいます）も行われますので、最終的な決算については9月議会で認定された後に広報でお知らせします。



▲道の駅たかはたの太陽光発電設備



▲町消防団第4分団自動車ポンプ

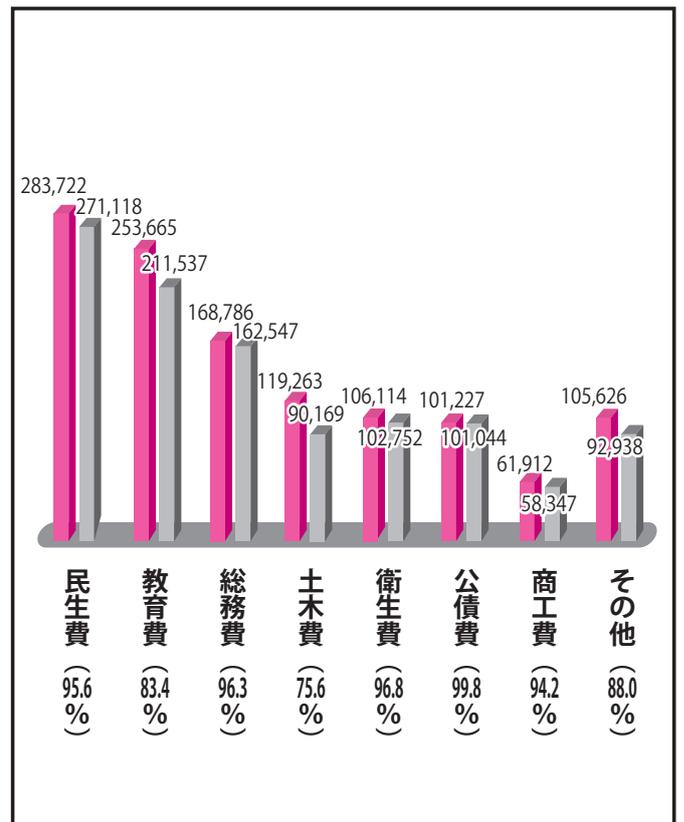
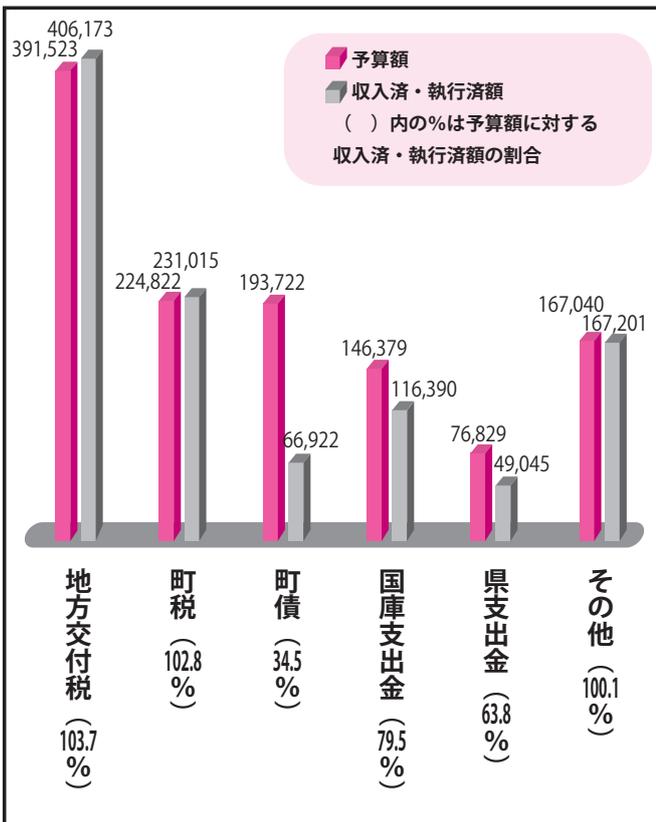
歳入

収入済額 1,036,746 万円
収入率 86.4%

歳出

執行済額 1,090,452 万円
執行率 90.8%

（単位：万円）



特 別 会 計			
会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	執 行 済 額
下水道事業特別会計	8億8704万円	7億5595万円	8億7177万円
農業集落排水事業特別会計	7069万円	6975万円	6656万円
特定地域生活排水処理事業特別会計	8591万円	6046万円	7541万円
飲料水供給事業特別会計	338万円	341万円	270万円
国民健康保険特別会計	30億7120万円	27億5973万円	27億155万円
介護保険特別会計	22億331万円	20億9602万円	19億3820万円
後期高齢者医療特別会計	2億886万円	2億942万円	2億806万円
訪問看護事業特別会計	1521万円	1242万円	1243万円
財産区特別会計 (高畠・二井宿・屋代・和田)	879万円	891万円	859万円
合 計	65億5439万円	59億7607万円	58億8527万円

公 営 企 業 会 計				
区 分		収 入	支 出	差 し 引 き
病院事業会計	収益的収支	24億2193万円	22億4158万円	1億8035万円
	資本的収支	1億4739万円	3億6679万円	△2億1940万円
水道事業会計	収益的収支	5億1382万円	3億1343万円	2億39万円
	資本的収支	1億8430万円	2億7584万円	△9154万円

町 債 等 の 状 況		
会 計 別	3月末起債残高	一時借入金高 残 高
一 般 会 計	103億6182万円	11億円
下水道事業特別会計	55億8983万円	0万円
農業集落排水事業特別会計	5億4298万円	0万円
特定地域生活排水処理事業会計	2億1439万円	0万円
飲料水供給事業特別会計	2817万円	0万円
水 道 事 業 会 計	5億2553万円	0万円
病 院 事 業 会 計	30億8486万円	1億517万円
計	203億4758万円	12億517万円

基 金 の 状 況 平成25年9月末日現在高との比較		
区 分	25年3月末現在高	増 減
財 政 調 整 基 金	5億2222万円	8171万円
減 債 基 金	3億9272万円	2億25万円
公共施設等整備基金	8億9376万円	1億3130万円
人 材 養 成 基 金	2543万円	△273万円
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	3422万円	△216万円
地 域 福 祉 基 金	8559万円	△649万円
介護保険介護給付費 準 備 基 金	1億3366万円	1334万円
国民健康保険給付基金	2億4587万円	0万円
財 産 区 基 金 (高畠・二井宿・屋代・和田)	1億4635万円	△334万円
そ の 他	8億65万円	1億5万円
計	32億8047万円	5億1193万円

町 有 財 産 の 状 況 平成25年9月末日現在高との比較		
区 分	26年3月末現在	増 減
土 地	23,638,025㎡	0㎡
建 物	95,930㎡	0㎡
有 価 証 券	489万円	0万円
出資による権利	2億2,126万円	△2万円

▶ 問合せ先／町企画財政課財政係 ☎(52) 1 7 4 0